

## 初任運転者特別講習事業実施要領

東ト協運運発第6号  
平成25年4月1日

### 1. 定義

初任運転者とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）をいう。

### 2. 要綱

「初任運転者特別講習事業実施要綱」（一部改正 平成24年7月3日付け、東ト協運運発第33号）のとおり。

### 3. 開催日時等

- (1) 開催及び受講申し込みの日程は、毎年度策定するものとする。
- (2) 開催場所は、本部開催分については東京都トラック総合会館、及び、多摩地区開催分については三多摩自動車会館とし、年度当初に日程が決定した場合は、トラック時報、ホームページ等により会員に周知するものとする。  
なお、日程等に変更が生じた場合には、同じ方法により周知するものとする。

### 4. 受講申し込み手続き

- (1) 実施要綱で定める様式1の受講申込書に所定の事項を記入の上、上記3の期間内に東ト協運行管理部に提出（FAX可）するものとする。
- (2) 受講費用は無料とし、申し込みを取りやめる場合はその旨、本部開催分については本部運行管理部へ、多摩開催分については多摩支部へそれぞれ連絡する。

### 5. 講習内容及び時間割等

- (1) トラックの安全な運転に関する基本的事項  
貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、トラックを安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。
- (2) トラックの構造上の特性と日常点検の方法  
トラックの基本的な構造及び装置の概要並びにトラックの車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。

(3) 交通事故を防止するために留意すべき事項

貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じてトラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

(4) 危険の予測及び回避

道路及び交通の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。

(5) 講習時間は6時間とし、時間割は別表に定めるものとする。

(6) 安全運転の実技講習は、会員事業者が適宜添乗指導等により実施するものとする。

(7) 会員事業者は、初任運転者及び運転者として常時選任するために雇い入れた者が、本講習のほか、国土交通大臣の認定する適性診断（初任診断）を受診していない場合は、初めてトラックに乗務する前、あるいはやむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内に受診するものとする。

6. 講習修了証明書の交付等

(1) 所定の講習内容を修了した場合は、「初任運転者特別講習修了証明書」を交付するものとする。

(2) 東ト協は、講習修了者の名簿を「初任運転者特別講習修了証明書管理台帳」により管理するものとする。

7. 適用期日

本要領は、平成25年度事業より適用する。